

平成23年度

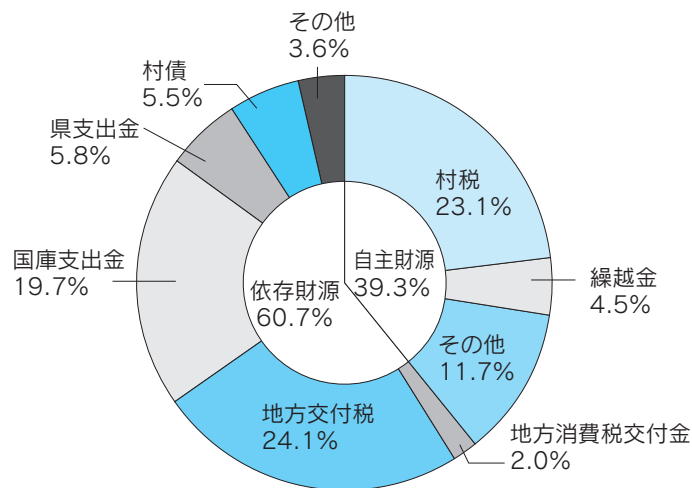
一般会計決算

歳入

58億780万円

歳出

55億7,899万円



■一般会計歳入

(単位：万円)

項目	H23年度決算	前年度比
村税	13億4,002	△ 1,215
繰越金	2億6,194	9,439
《自主財源》		
その他		
・ 分担金および負担金	9,092	683
・ 使用料および手数料	3,726	△ 201
・ 財産収入	5,245	490
・ 寄付金	44	△ 73
・ 繰入金	4億6,547	△ 35,609
・ 諸収入	3,337	△ 1,878
地方消費税交付金	1億1,681	278
地方交付税	13億9,881	6,755
国庫支出金	11億4,336	28,962
県支出金	3億3,499	960
《依存財源》		
村債	3億1,719	△ 6,704
その他		
・ 地方譲与税	8,888	△ 240
・ 利子割交付金	359	△ 210
・ 配当割交付金	276	35
・ 株式譲渡所得割交付金	67	△ 7
・ ゴルフ場利用税交付金	1,392	△ 109
・ 自動車取得税交付金	1,948	△ 551
・ 国有提供施設所在助成金	5,780	302
・ 地方特例交付金	2,537	△ 482
・ 交通安全対策特別交付金	230	△ 2
合計	58億780	623

■特別会計歳入

(単位：万円)

会計名	H23年度決算	前年度比
国民健康保険特別会計	17億2,152	20,617
後期高齢者医療特別会計	8,482	94
老人保健特別会計	0	△ 7
介護保険特別会計	8億4,003	8,834
住宅新築資金等貸付特別会計	2,375	△ 300
公共下水道事業特別会計	2億6,615	△ 2,296
農業集落排水事業特別会計	9,776	△ 24,876
学校給食事業特別会計	1億4,469	440

榛東村をよりよくするため






計画的に使いました

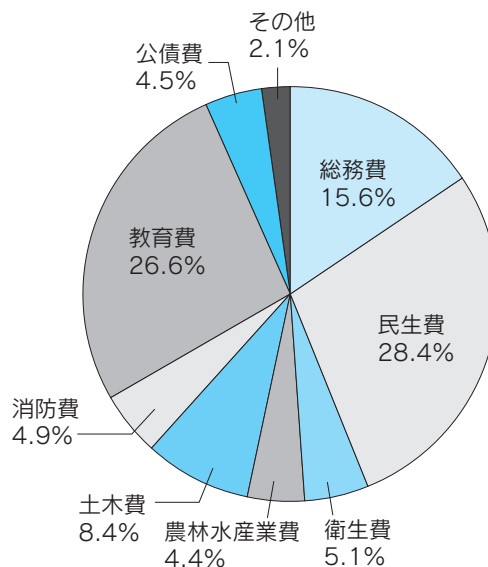
平成23年度の決算がまとまり、9月に開かれた定例村議会で認定されました。一般会計の歳入総額は、58億779万7,929円、歳出総額が55億7,899万3,330円となり、差し引きで2億2,880万4,599円を24年度に繰り越しました。

地方財政を取り巻く環境は厳しい状況にありますが、その中で、歳出全般の経費節減・合理化を図り、限られた財源を重点的に配分し節度ある財政運営を行い、財政の健全性の確保、財政秩序の維持に努め、住民福祉の向上のため予算を執行しました。

村民1人あたりに
379,085円を支出しました。

※平成24年3月31日現在の人口(14,717人)で算出

総務費	民生費	衛生費
58,963円	107,817円	19,426円
		
農林水産業費	土木費	消防費
16,719円	31,918円	18,535円
		
教育費	公債費	その他
100,780円	16,907円	8,020円
		<ul style="list-style-type: none"> ・議会費 ・商工費 ・労働費 ほか



■一般会計歳出

(単位：万円)

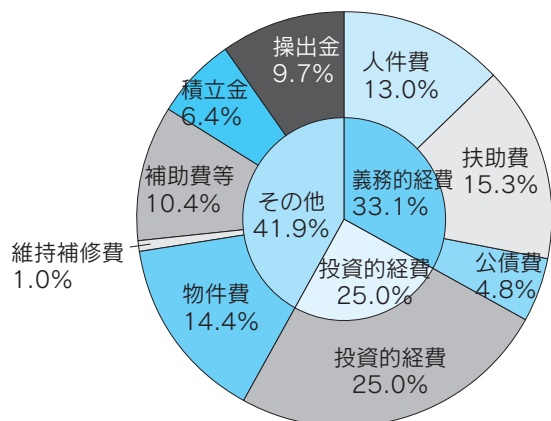
項目	H23年度決算	前年度比
議会費	1億 311	2,512
総務費	8億6,776	△ 11,594
民生費	15億8,675	8,979
衛生費	2億8,589	2,589
労働費	346	△ 28
農林水産業費	2億4,605	1,735
商工費	1,109	△ 49
土木費	4億6,974	12,605
消防費	2億7,278	4,042
教育費	14億8,318	△ 18,510
災害復旧費	0	0
公債費	2億4,882	1,686
諸支出金	36	△ 32
計	55億7,899	3,935

村民1人あたりの村税の負担額は

91,052円

村民税	40,798円
固定資産税	43,747円
軽自動車税	2,382円
たばこ税	4,125円

普通会計の性質別支出の割合



■特別会計歳出

(単位：万円)

項目	H23年度決算	前年度比
国民健康保険特別会計	16億 377	19,696
後期高齢者医療特別会計	8,482	94
老人保健特別会計	0	△ 7
介護保険特別会計	8億2,694	8,247
住宅新築資金等貸付特別会計	2,375	△ 300
公共下水道事業特別会計	2億6,615	△ 2,296
農業集落排水事業特別会計	9,776	△ 24,876
学校給食事業特別会計	1億4,443	427

決算審査意見書

地方自治法等により決算を監査委員の審査に付することが義務づけられています。この規定に基づき実施された監査委員による平成23年度決算審査の概要をお知らせします。

地方自治法及び地方公営企業法の規定に基づき実施した平成二十三年度決算審査に係る意見書を別添のとおり提出する。

榛東村監査委員

岩崎 唯雄
小野関 武利

審査の期間

平成24年7月13日から

8月3日まで(実8日間)

審査の対象

一般・特別会計

- ・一般会計
 - ・国民健康保険特別会計
 - ・後期高齢者医療特別会計
 - ・老人保健特別会計
 - ・介護保険特別会計
 - ・住宅新築資金等貸付特別会計
 - ・公共下水道事業特別会計
 - ・農業集落排水事業特別会計
 - ・学校給食事業特別会計
- ### 公営企業会計
- ・上水道事業会計

審査の結果

一般・特別会計

村長から審査に提出された決算書及び事項別明細書などの決算諸表は、適法かつ正確に作成され、その収支は適正に処理されているものと認められた。

基金運用状況については、当該基金は設置目的にしたがつて運用されており、その計数も正確であると認められた。

公営企業会計

村長から審査に提出された決算書及び事業報告書について、その計数は正確であり、かつ平成23年度の公営企業の経営成績及び年度末の財政状態を適正に表示しているものと認められた。

審査意見

一般・特別会計

財政構造をみると、財政力指数は0.541(前年度0.562)と前年度より0.021ポイント低下した。経常収支比率は一般の町村において妥当とされる数値(75%)を平成13年度に超えて以降年々悪化しているが、当該年度は86.9%(前年度82.2%)と前年度より4.7ポイント悪化してお

り、財政の硬直化が進行している。その要因としては、歳入面で村税が減少し、歳出面で義務的経費が増加していることが影響していると考えられる。また、実質公債費比率は5.9%と前年度(5.5%)に比べ0.4ポイント悪化した。

これらの財政指標をみると、今年度決算においては若干の数値の悪化が見受けられるものの各数値はここ数年横ばい状況にあり、ほぼ健全な状態を維持していると言える。しかし、今後、過去の村債の借り入れに対する償還がピークを迎えるほか、南小学校講堂建築工事等により、村債が増加することが見込まれているため、依然として財政環境としては予断を許さない状況にある。

歳入をみると自主財源の柱である村税収入は減少し、景気の低迷に加え今後の増収は期待できないものと考えられる。

一方、歳出をみると、投資的経費において中学校改築事業及び防災無線デジタル化工事などの執行を行っており、厳しい財政事情ではあるものの積極的な事業展開が図られたものと評価する。しかしながら、当該決算年度から引き続き義務的経費、特に扶助費及び公債費の増加が見込まれることから財政の硬直化が進行すると憂慮される。

これらの状況を総合的に勘案すると、歳入歳出ともに適正な財政

運営がなされていると認められる。今後とも、限られた財源の有効活用を図りながらより一層の行政の高効率化及び簡素化に努めると共に、『集中と選択』による施策の着実な推進により、本村の更なる飛躍を望むものである。

公営企業会計

当該年度の経営成績をみると、節水型社会への移行などにより総配水量が年々減少傾向にあり、当該決算においても給水収益が減少したことから純利益は昨年度に比べ減少している。

一方、有取率をみると前年度に比べ、その数値は若干ながら改善したものの、県平均及び同規模団

体平均をいずれも下回っている。漏水等が原因と思慮されるが、有取率の上昇に向けた具体的な施策を求めものである。

また、老朽管等の更新事業等が予定されており、これらの投資的経費は多額の費用を要することから、より一層の効率的な企業経営が求められる。

これらの諸問題を長期的な視野に基づき検討するとともに、従前にも増して経費の節減と資産の効率的な運用及び管理に努め、計画的な財政運営によって、経営の安定化を図り、継続的に安全、良質及び安価な水の安定供給に努力されることが望まれる。

財政健全化指標

—実質公債費比率は5.9%—

地方公共団体の財政の健全化に関する法律では、財政破たんを未然に防ぐため「早期健全化」と「財政再生」の2段階で自治体の財政の悪化をチェックするしくみを定めています。これらの指標のうち1つでも基準を超えると、財政健全化計画の策定などが義務付けられることとなります。

- 実質赤字比率(一般会計等の実質赤字の比率)……………-%
- 連結実質赤字比率(すべての会計の実質赤字の比率)……………-%
- 実質公債費比率(公債費および公債費に準じた経費の比重を示す比率。早期健全化基準25.0%)……………5.9%
- 将来負担比率(地方債残高のほか一般会計等が将来負担すべき実質的な負債を捉えた比率)……………-%
- 公営企業における資金不足比率(公営企業ごとの資金不足の比率)
 - ・上水道事業会計……………-%
 - ・公共下水道事業特別会計……………-%
 - ・農業集落排水事業特別会計……………-%

※実質公債費比率以外の比率については、該当する比率がない、もしくは該当する比率が算出されない場合、「-%」と表記しています。